

この町は あなたが住む町 つくる町 神川町議会

かみかわ町議会だより



「在り、高橋家の氏神様。楠、榿が囲み、地域の繁栄と五穀豊穡を願う」

肥土 出雲神社

(撮影者「フォーカス友の会」石井恵子さん)

- 平成21年度神川町一般会計補正予算(第1号)の補正予算を可決
- 学校給食センター厨房用備品購入契約可決

第 **15** 号
平成21年9月1日発行

編集 神川町議会運営委員会
発行 埼玉県児玉郡神川町議会

〒367-0292 児玉郡神川町大字植竹909
☎0495(77)0707 <http://www.town.kamikawa.saitama.jp>

定例会のあらまし

平成21年度第4回神川町議会定例会は6月5日から12日までの8日間の会期で開かれ、町政に対する一般質問が行われたほか、町長から提案された平成21年度神川町一般会計補正予算（第1号）、平成21年度神川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、平成21年度神川町水道事業会計補正予算（第1号）、平成20年度神川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、平成20年度神川町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、平成20年度神川町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、陳情1件、併せて7件の案件が審議されました。

町政に対する一般質問

一般質問は、6月5日に行われ、二名の議員が町長をはじめ町当局の考えを質問しました。
概要は、次のとおりです。



岸 優 議員

緊急雇用創出事業について

5月29日に成立した2009年度補正予算は、過去最大規模を誇るものの、その中身は大企業優遇、庶民待遇予算であります。エコカーや家電などエコ製品の普及促進、贈与税の軽減や資本金10億円以上の税制上の措置、総事業費1兆8,000億円の東京外環

道の復活など、あすの仕事にも困る人には全く関係のない予算であります。本来実施すべきは庶民の暮らしや中小企業の営業を応援する施策であり、社会保障や雇用の確保であります。補正予算に盛り込まれた施策は、一時的、限定的な措置がほとんどであります。その中に地方公共団体への配慮など、不十分な雇用、地域活性化交付金、緊急雇用創出事業基金の中に離職した非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出等を行う事業の拡充を図るため、都道府県に申請、直接雇用が可能であります。事業実施要件は、事業費に占める人件費割合がおおむね7割以上であること、雇用・就業期間は原則6カ月、介護、福祉、子育て、医療、教育等の分野は、更新1回可能であります。ですから、実質1年間に変更となるわけであり、期限限定であっても、これらを積極的に町も活用することであり、町長の考えを伺う。

次に、2月の町の広報に給食センターの臨時職員の募集が掲載されました。人員は「若干名」とあります。2月27日に8名の方の面接がされたと聞いております。このときに何名採用されたのか、雇用の期間はいつまでなのか、明らかにしていただきたい。
給食センターでは2名の非常勤職員が3月末に解雇されております。解雇の理由は、7年勤めたのでやめてもらう、もう一つの理由は50歳になったのでやめてもらうというものであります。どちらの解雇理由も要綱には全くありません。この理由を伺う。

2人の非常勤職員がやめた後、業者委託で補充をされております。しかし、業者委託のほうが高くなっており、これは一体なぜなのか。経済不況で職を失ったり収入が激減している中で、少なくとも町内在住者の働く場の確保、このことが第一であります。業者委託は町外からの方でございます。これらの理由についても伺う。

答え 町長

歴史的な景気低迷の続く中、国は20年度補正を初め、財政出動を繰り返すことで景気の一つの指標となるGDP（国内総生産）の落ち込みなどに歯どめをかけるべく、さまざま雇用や暮らしの対策を打ち出しているところで、具体的には、緊急雇用対策による雇用

創出や非正規労働者の就職支援、また身近なところでは暮らしの支援の代表格とも言える定額給付金や子育て応援特別手当の支給などがあげられます。

町においては国の平成20年度補正予算の緊急雇用創出事業として10件を事業要望しましたが、事業要件が既存事業の振りかえは対象外となり、新規性のある業務、懸案事項の業務等が補助対象となり、結果的には本定例議会の補正予算

でお願いをしております遺跡発掘調査費1件が補助対象となりました。今後、国の雇用対策に係る動向を注視し、雇用関係補助が町でも有効に活用できるように努め、また広報やホームページで雇用対策に対するアイデアや企業の参画を促し、町の対策に生かしていくとともに、民間企業で直接利用できない雇用調整助成金の拡充、職業能力開発支援の強化、緊急人材育成、就職支援基金の新規創設などさまざまな企業向けメニューが設けられておりますので、地域の企業に対しても適時雇用の拡大につながるような働きかけにも引き続き努めてまいります。

次に、町の非常勤職員や臨時職員の処遇改善についてですが、行政改革の推進に取り組む中、職員定数の削減に努め、平成20年度において一般行政職では6名、教育職員では3名の合計9名が退職しました。それにより平成21年4月の正規職員は158名となり、その人員減に対応するための組織の統廃合を実施し、今日に至っております。しかし、業務を執行する上でどうしても人員を要する部所につきましては、非常勤職員及び臨時職員を採用して、それぞれの業務にあたっていきます。今後においても定年退職等での人員減が予想される中で、非常勤職員及び臨時職員の任用は、必要に応じて行われなければならないと考えています。

なお、給食センターの件につきましては、教育長より答弁させます。

答え 教育長

学校給食センター臨時職員の採用についてですが、21年2月27日金曜日午後1時に面接試験を実施し、採用通知等は適切に処理してあります。

次に業務委託の件ですが、人事管理上の問題と、町のあり方検討委員会から業務委託を進めるような結果がだされたので、一部業務委託等をしたところであります。

もう一点の非常勤職員の2名の解雇でございますが、神川町非常勤職員取扱要綱によれば、「非常勤職員の任期は1年以内とする。ただし、任期は更新できる」とございます。更新を重ねた結果7年が経過した中で、運営上、雇いどめをお願いしたところであります。



町内の民間事業所

誰もが安心して利用できる
介護制度について

2006年から改定された介護保険法では、介護ベッド、車いすなど福祉用具は軽度者の利用は原則禁止となっております。また、要介護の人が訪問介護を利用できるのは、本人や家族ができず、介護保険以外のサービス利用も困難な場合に限るという原則までつくられました。また、2006年4月の介護報酬改定で、1時間を超える掃除、洗濯、調理などの生活援助について、ホームヘルプはこれらはますます先細りになっていくのが実態であります。国は不適切給付をなくし、介護保険を抑制すべきと自治体に適正化事業に取り組ませていくために、国の基準に照らしでも行き過ぎたローカルルールが今広まっているのであります。例えば同居家族がいることをもって生活援助の利用を禁止するなどであります。これは国会での追及などの結果、厚生労働省も2度にわたって同居家族を出さざるを得なくなっています。禁止しないようにという事務連絡を出さざるを得なくなっています。

最近では、介護保険で散歩の同行は認められるという政府答弁書が各自自治体に出されております。引きこもりがちの高齢者や障害者にとっても、散歩は大事な気分転換であります。介護保険では散歩は禁止しております。介護保険の給付抑制の中で、生活援助や散歩同行といった高齢者や障害者に対するヘルパーの支援を公費の浪費といふのか、こうした感覚が広がっていることは何のために公的介護制度があるのかが問われる大きな問題であります。

2006年4月改定前は、糖尿病などで視力を失った方が散歩同行の介護サービスを受けていましたが、現在は認めておりません。特に糖尿病は運動が大切であります。また、家事援助の食事づくりなど、家族がいるとこれを認めません。平日は家族が働きに出ます。ある高齢者は、半身不随で歩行が非常に困難であります。それでも日中は一人で暮らしております。朝出勤前に朝食を用意し、冷蔵庫に入れておいても、冷蔵庫から取り出すことができないこうした半身不随の方がおり、こうした要介護者にこそ手厚い介護が必要であります。介護サービスを制限するのではなく、安心して受けられる介護保険制度にしていただくことを強く求めるものであります。町長の考えを伺う。

答え 町長

4月から介護保険の要介護認定の平準化が図られ、認定の方法、審査判定の手順や基準、調査方法が変わりました。1次判定では、本人の生活の上でどれほど介護の手間がかかるかを最新のデータに基づいて、より正確に判定できるように改善されました。要介護度は病気などの重症度ではなく、必要とされる介護の量で決まりますが、要介護度の仕組みそのものが変わるわけではありません。審査会においては、従来どおり主治医の意見書と認定審査をもとに審査が行われます。しかし、認定調査員がご本人を訪問して行うこの調査は、調査時の本人の状態や介助の程度をありのままに調査する方法に変更されました。

今回の見直しにより、これまでの要介護度と比べて全体として要介護度が低く判定されてしまうと懸念する向きがあり、厚生労働省では利用者、家族の代表や専門家による検証・検討会を設けてきちんと検証を行うこととしています。このため、この検証・検討会の結果が出るまでの間、更新申請前の要介護とする措置の必要性について、希望があれば更新前の要介護

度と異なる結果になった場合は、経過措置により従来の要介護度とすることが可能となりました。町では経過措置を受けて既に4月以降の更新申請の方全員の意向を確認させていただき、本人の希望を反映させた認定を行っています。町としては、介護認定調査や認定審査会における基準が変更されたことを受けて適正な介護認定ができるよう、特に認定審査に当たっては調査員の研修を実施し、統一した認識で慎重に認定調査を実施しています。今後もさらに適正な認定事務を進めてまいりたいと考えています。



いきいき体操教室（総合福祉センター）

障害者対策について

障害者自立支援法が施行されて3年が経過します。障害者も応益負担の重い負担に苦しみ、障害者福祉サービスの利用者負担について、障害者家族から撤廃を求める声と運動が大きく広がって、今国を動かす、特別対策、緊急措置と2度にわたって利用者負担軽減など改善策を実施させました。しかし、なお矛盾の根幹である応益負担制度に手をつけようとしておりません。障害が重い人ほど負担が重くなり、応益負担制度は根本が間違っています。障害者が生きていくために必要な最低限の支援に対して利用料を課すということは、障害を自己責任とみなすものであります。

憲法25条の生存権理念に照らせば、本来障害者に負担を求めるべきではありません。障害のある子供の入所、通園など、施設の利用、車いすや補聴器など補装具、育成医療のすべてに応益負担が導入され、通園回数を減らす、やむを得ず退所する、成長に合わせた車いすつくりかえを控えるなどの実態が生まれています。

町内の重度障害者の母親は、病気になって介護ができなくなったときが心配、親がいなくなったときに障害者が緊急時に利用できる場所がないなど、暮らしの場の不足、特に障害の重い人たちの暮らしの場であるケアホームが不足していることでもあります。そのために週3回片道40キロを2往復している障害者もいます。また、補装具や車いすやおむつなど、特別重度障害者については所得制限もありますが、それらを取り払って補助対象とすべきであり、町の考えを伺う。

また、町で実施している自動車燃料購入費助成事業は、自己所有の車をみずから運転するものとなっておりますが、重度障害者や視力を失った障害者にはこれは運転できないことは当然であります。介助者が運転しても、これらを認めるべきであると考えますが、町長の考えを伺う。

答え 町長

障害者自立支援法による福祉サービスは平成18年度から開始され、本年度で4年目を迎えました。平

成21年4月現在、この制度のもとで施設サービスや居宅サービスを利用されている方は40名ほどいます。この施設入所の費用については、それぞれのサービスや利用者の所得に応じて国の基準により定まっています。施設入所サービス

に対する利用者負担は、平均で月約8,800円、その他に食費、光熱水費等が約4万4000円ほどがかかっています。

医療機関への送迎については、自動車等を自分で運転される方のために、重度身体障害者自動車等燃料助成事業により、月額1,500円を限度にガソリン代の補助を行っており、平成20年度で59人の方が利用されています。

また、自動車等を自分で運転できない方のために、在宅重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業により、基本料金が割り引きになる福祉タクシー券を年間で24枚支給しており、61名の方がこの制度を利用しています。

また、町内の移送サービス事業については、町が福祉協議会に委託している移送サービス事業があり、3名の方が利用しています。また、福祉有償運送事業については、特定非営利法人かたくりが事業を行っており、4名の利用者がいますが、新たに神流福祉会が平成21年2月に許可を受けて事業を開始しています。

車いす等の補装具につきましては、平成20年度で新規が6件、修理が9件ありました。車いすは普通型のもので、1台十数万円、電動ですと30万円以上になります。利用者負担は1割で、その金額を買いかえ等をする際に負担しなればならないこととなりますが、

この利用者負担にも低所得者への負担軽減措置が講じられています。障害者自立支援法が施行された平成18年度以降の町予算の推移を見てみますと、一般会計総額が大幅に減少している中で障害者福祉予算は1億1,654万1,000円から1億3,757万9,000円となり、率にして18%増加しています。今後も平成21年度からの障害福祉サービス報酬額の引き上げや障害者手帳所持者の増加等により、さらに障害者福祉予算が増加することが予想されています。

重度障害のある方を抱える家庭では、経済的にも精神的にも大変な苦労があることは私も十分理解しています。障害者の方の生活を支える糧として、障害基礎年金を始め、在宅重度心身障害者手当、特別障害者手当等県の助成事業があります。町といたしましては、国の制度基準に基づいた障害者福祉サービスを提供するとともに、福祉タクシー券等の市町村が独自で行う事業についても、郡市内の市町と均衡を図り、事業を実施しています。今後も障害者自立支援法の趣旨にのっとり、障害者がその適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの充実に向けて福祉事業を推進してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。



榊 徳男 議員

太陽光発電の設置推進強化について

太陽光発電は、今や自然のエネルギーを活用した発電としては最も高い評価となっており、世界の国々にその広がりを見せ始め、近い時期に世界の国々が大きく活用されると判断しているところ です。

日本でもさきの国会で予算の中に盛り込まれ、経済対策や雇用対策とあわせてこの太陽光発電の推進拡大が大きく進展してくると判断しています。また、市や町でも独自に補助金を出して、この太陽光発電の設置を進めている自治体も多く見られるようになりました。今まだ石油やガスを燃料にして電気を起こしてきましたが、これらには限りもあり、地球温暖化の原因となっているCO₂を多く生み出すことも指摘されており、神川町でもこれらを含めてCO₂の削減や地球温暖化の防止に努めていくべきと考えます。

また、今地球規模で問題になっている地球温暖化現象、この状況は私たちが生活をしているところにさまざまな形で見え始めており、大きな社会不安となっています。まず、南極や北極に近いところに点在する島々では、氷の山や塊が解け、崩れて川に流れ落ち、また海でも大きな氷の塊が崩れ落ちて海水に解ける様子などが異常な速さで進んでいることが時折テレビで放送されており、これらの現況から海水がふえ、海抜と同じ高さの土地という島々では海水が上昇して、住んでいる土地が海水の下になってしまふところも見られています。

また、気象状況にも最近変化が見られるようになってきました。寒い時期に夏を思わせるような暖かい日があったり、4月、5月に30度前後まで気温が上昇し、夏を思わせるような日々が続いたり、夏の7、8月には40度近くまで気温が上昇する日があり、この時期に発生する台風も、大型化しています。雨の量も異常なほど大量であり、1時間に

100ミリを超える雨量が観測されています。また過去には余り見られなかった竜巻も多く発生するようになりました。

一方では海水の温度も高くなり、南の温かい海にしかすむことのできない魚が日本海などで確認され、また多くのサンゴで囲まれている美しいところのサンゴが枯れ始めているとのことでもあります。これも地球温暖化現象による海水の温度の上昇によることが原因と言われています。

今や地球温暖化ということがさまざまな形で私たちが生活していくところで不安を募らせており、生活を脅かす原因にもなっています。温暖化の原因は、CO₂が原因と指摘されており、そのほか森林の伐採や開発等さまざまなことが挙げられています。とにかくこのCO₂を減らすことが地球温暖化防止につながると言われ、世界の国々でこのCO₂の削減に向けての議論や動きが始まっています。

昨年の夏開催された北海道洞爺湖サミットでも議論が高まり、参加した国々で削減に向けて動きが始まったようであり、これらの情報も含めて、国や県の取り組みとあわせながらCO₂を少しでも減らすという取り組みが必要と考えますが、町の取り組みについて伺う。

答え 町長

自然エネルギーの活用推進につきましては、石油などの化石エネルギーの利用拡大に伴い、二酸化炭素の排出量が増大する一方で、森林伐採などの進行から森林が吸収する二酸化炭素の吸収量が減少し、結果として地球全体の温度が上昇するいわゆる地球温暖化の問題が地球規模での環境問題となっています。

この二酸化炭素などの温室効果ガスの削減については、1997年、平成9年12月に京都で開催されました気候変動枠組条約第3回

締結国会議、COP3で採択されたいわゆる京都議定書において削減目標が設定されました。この議定書におきまして日本の削減目標が6%削減に設定され、この目標達成に向けてさまざまな取り組みが官民を挙げてなされているところです。

この温室効果ガスの抑制を図る上で、ご指摘の太陽光発電などの自然エネルギーの活用推進は、クリーンなエネルギーとして地球温暖化防止、地球環境の保全に有効な方策であると認識しています。また、本町の豊かな森林はCO₂の削減に大きく寄与し、これもまた自然の恵みがもたらす自然エネ

ルギーであり、本町の財産であると自負しています。

神川町総合計画におきましては、基本計画の第3章「自然環境」第4節「循環型社会の推進」の中で自然エネルギーの利用拡大を明記し、ごみの減量化、再使用化、再資源化の推進とあわせて省エネルギーの推進、自然エネルギーの利用拡大に向けた普及啓発を掲げており、本町おきましても重要課題と位置づけ、自然環境の保全等循環型社会の推進に努めてまいりたいと考えています。

次に、地球温暖化防止策を含めた町の取り組みにつきましては、NEDO（独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構）などの助成金を活用し、平成15年に改築した神川中学校校舎の傾斜屋根に40キロワット発電の太陽光発電設備を設置し、平成16年11月28日から中学校校舎の消費電力の一部を賄うとともに、環境負荷の軽減、省エネの推進及び生徒への自然エネルギーの効能など、環境教育に努めています。

なお、平成19年度に太陽光発電で得られた発電量を見ますと、1年間で4万8,647.6キロワットが発電されています。

また、地球温暖化防止策の普及啓発事業といたしまして、エコライフデーと称し、簡単なチェックシートを利用して任意の一日に省エネ、省資源など、環境に配慮した生活を営み、その成果を二酸化

炭素の削減量の形で把握し、日々のライフスタイルの転換を促す機運づくりに努めています。

この事業は県が推進しているもので、本町でもこの事業を取り入れ、ご存じのように、平成20年度には学校等に協力を願い、1,370人の参加をいただき、夏場と冬場の任意の2日間で実施しました。この2日間分のチェックシートを集計しましたところ、削減された二酸化炭素量は107万3,842グラムという結果が得られ、約1トンの削減量となりました。そのほかアイドリングストップの推進、ごみの分別回収、リサイクルの推進及び植林、除間伐による森林整備など、町民のご理解、ご協力を得て地球温暖化防止に努めています。

次に、国や県の取り組みを含めた神川町の対応についてお答えをいたします。

国では、京都議定書目標達成計画等で示されている太陽光発電の導入目標を達成するため、及びその後の太陽光発電の大量導入を可能とするため、住宅用太陽光発電システムの価格低下を促しつつ市場の拡大を図ることを目的として、住宅用太陽光発電導入支援対策を実施しています。

補助対象額は、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力1キロワット当たり7万円を補助することとし、補助金総額は200億5,000万円、



太陽光発電施設（神川中学校）

8万4,000件程度の補助件数を想定しています。

また、埼玉県では、快晴日数日本一の特徴を生かし、住宅用太陽光発電設備の設置促進を目的とした助成制度が本年度から創設されました。補助対象額は、既存住宅については1キロワット当たり6万円、最高限度額3.5キロワット21万円を、また新築住宅につきましては同じく3万円、10万5,000円となっております。

神川町におきましても、国、県などの助成制度の活用を周知、啓発に努め、地域の活性化、地球温暖化の抑制に向け、太陽光発電など自然エネルギーの活用推進を図ってまいりたいと考えています。

新型インフルエンザへの対応について

世界的に流行し社会不安を起している新型インフルエンザの感染源はメキシコ、そしてアメリカやカナダへと感染が拡大されつつ、世界の国々に広がりを見せており、まさか私たちの住む日本国内には感染者は出ないと国民のほとんどが思っていたのではないかと思います。そんなところに兵庫県、大阪府、滋賀県などでは国内感染が確認され、多くの感染者が出ています。特に5月半ばごろには国内で300人を超える感染者が確認され、埼玉県でも感染者が確認されています。私どもの神川町にもいつ感染者が出てくるかわからない状況です。

新型インフルエンザは、人から人へと異常と言われるスピードで拡大すると見られております。1万5,000人余りの人々が生活している神川町で、特に小中学校、幼稚園や各保育所、そして老人福祉施設、また町内に点在する企業や買い物で人々が入り出すスーパーマーケット等では、多くの人々の接触が見られるわけでございます。また、仕事や勤めの関係で町外に出ている町民もいます。特に仕事で、大阪や兵庫県に入りされている町民もいるかもしれません。逆に大阪や神戸方面から神川町内に仕事や出張で出入りされている人々もいるかもしれません。いつ神川町内に感染者が出るかわからないわけでございます。幸いにも今のところ感染者は見られていないわけですが、町民の不安はぬぐい切れてはいない現況であります。町民の皆さんが安心して日常生活が送れるような最善の努力をお願いしたいと思いますが、町の対応策と取り組みについて伺う。

答え 町長

今般世界各国に影響を与えられた新型インフルエンザにつきましては、4月24日にWHO（世界保健機関）がメキシコ及びアメリカ

で新型インフルエンザ様疾患の発生状況についてを発表して以来、6月1日現在で50以上の国や地域で確認され、感染者は1万5,000人を超えております。国内におきましても、13の道府県で感染者は370人を超え、県

内でも2人の感染が確認されています。発生から1カ月半が経過した現在では、感染した方も完治した方が多く、また罹患している方もも症状は安定している状況です。今回の新型インフルエンザ対策としては、国でいち早く総理大臣を本部長とする対策本部を立ち上げ、空港、湾港での検疫により、感染者の早期発見や感染拡大防止など、水際対策の強化を図りました。

国では、厚生労働省が中心となり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）や新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、国民への呼びかけ並びに県、市町村への情報提供及び感染予防対策の指導を行うてまいりました。

県の対応は、作成した新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、疾病対策課及び保健所が中心となり、感染が疑われる人への発熱相談センターを開設し、発熱外来への案内役等を担当してきました。

町の対応としては、4月の広報にて新型インフルエンザの基礎知識及び予防策についてのチラシを全戸配布し、啓発を促進するとともに、発生後は新型インフルエンザ対策緊急会議を開き、保健センターが中心となり、土、日の相談窓口の開設、国、県との連携による情報収集、町ホームページ掲載による住民への情報提供及び予防対策の呼びかけ、庁内LANを利用した職員への周知等を行ってま

いりました。また、県内での感染が確認された翌日には、保健、福祉、教育の各部門による合同緊急対策会議を開催し、今後の対応策について協議したところでございます。

現在、町でも新型インフルエンザ対策行動計画の素案を作成し、庁内で検討を加えているところであります。この計画は、国や県、医師会などの関係機関と連携し、新型インフルエンザの脅威から町民の生命と健康を守り、安心して暮らすことができる体制や対策を内容とするもので、町民の皆様や町にとって新型インフルエンザ対策の指針となるものです。

次に、教育施設や企業等多くの人が集まるところへの指導、呼びかけについてですが、初めに学校や幼稚園、保育所などの教育関係施設につきましては、国で定められた医療の確保、検疫、学校、保育施設等の臨時休業の要請に関する運用指針や基本的対処方針に基づき、感染防止策として手洗いやうがい、せきエチケット、必要などき以外は人込みを避けること等を奨励してまいりました。教育委員会及び保育担当部門では、保健センターと連携をとり、新型インフルエンザ対策について保護者あてに通知したところであります。

次に、事業者への呼びかけにつきましては、国で定めました事業者、職場における新型インフルエンザガイドラインに基づき、関係省庁より事業主に対して従業員の

健康管理の徹底や時差出勤など、感染機会を減らすための事業運営の工夫などをお願いしたところであります。

最後に、高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策につきましては、施設と行政の会議の席上、国で作成しました「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策の手引き」及び「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」を配り、入所者や通所サービスを受けている人、在宅サービスを受けている人たちのための感染防止対策をお願いしたところであります。町としても、新型インフルエンザ対策は喫緊の課題として早急に行動計画を策定する予定です。



若者の定住対策について

近年、少子高齢化の時代が頂点に差しかかり、大きく進展していくと判断しています。地域によっては、高齢者と言われるお年寄りだけで生活をしている家庭も多く目にとまります。後を継ぐべき若者が本来であるならば各家庭に残り、家庭を守り、地域の担い役としてその役割を期待されるわけですが、仕事や勤めの関係等で、便利のよいところに出ていき、生れたところに戻らない、戻れない傾向が見られます。特に山間地域に点在する家庭では、年寄りだけの家庭が多く見受けられます。また、農家でも数年前までみずからトラクターや耕うん機を運転し、農地を耕作されていた人たちが、つえをつきなから畑に通う姿も多く見受けられるようになりました。これから先、数年後にはこのままでは空き家と言われるような家庭がふえ、住む人がいなくなってしまうと思います。今こそそうした状況に知恵を絞って手を打っていくべきときではないかと思いますが、町長の考えを伺う。

特に若者がいないということは、将来を託すという夢も希望もないわけであります。若者がこうしたところに住み地域を守り、将来を担い、安心して子供を育てることもでき、誇りを持って生活できるまちづくりが大きく求められています。町長に考えを伺う。

これからは日本全国津々浦々から情報を受けて、町に適するよい情報は話題として取り上げていただいて、情報交換をし合ってまちづくりに生かしていくという考えも必要な時期に来ていると考えます。そして、若者を神川町に引き寄せて町を守り、担っていたかどうかということが大きく求められているわけでございます。

神川町として特別な策を考え、実施をしない限り、新たに若者を引き寄せることは不可能と考えます。そして、幼稚園や小学校などに子供があふれるというまちづくり、地域づくりが求められております。地域におきましても子供の声がいつも聞こえて、将来に希望や夢が託せる、そんな時代が来るのを心待ちにしているというのが現況であります。これから他県や都市部から多くの若者が移り住んでこられるような策を講じる必要があると思えます。町長の考えを伺う。

答え 町長

全国的に少子高齢化が進行している今日、少子化の進行は子供の健全な成長に影響を及ぼすだけでなく、地域活力の低下など、さまざまな面で影響をもたらすことが懸念されています。

本町におきましても少子高齢化が進行し、平成17年国勢調査で見ますと65歳以上の高齢者の割合が20%を超え、超高齢社会を迎える一方、15歳未満の年少人口は15%を下回る状況となっており、次世代を担う若者の定住促進、子育て支援につきましても、極めて重要な問題としてとらえています。

町では、かねてから若者の流出防止、就業機会の拡大、雇用創出、財政基盤の強化を目指し、農工調和のとれたまちづくりに資するため、児玉工業団地の誘致、農村工業導入促進地域の指定、民間活力を導入によるうめみの工業団地造成を進める一方、神川町工場誘致条例を制定し、優良企業の誘致活動を推進してまいりました。この結果、本町の工場集積度は高く、製造品出荷額では事業所1カ所当たり及び従業員1人当たりの額は、それぞれ県平均の5.4倍、3.2倍の水準にあり、また町内の従業

者数につきましても増加傾向で推移し、町内在住者の町外通勤者の伸び率も近年低く抑えられています。

このように企業誘致は若者等の雇用の確保を生み、生活基盤の安定化を促進し、ひいては定住促進に大いに寄与しており、引き続き企業誘致に努めてまいりたいと考えています。

また、今日の社会経済において、通勤や会社業務でのストレスが発散できる環境や余暇時間の有効利用を望み、職住隣接の生活や自然環境のよいところで子育てしたいなど、大都市から地方回帰の現象も見られています。このような状況を踏まえ、生活環境の整備におきましても、自然環境を生かし、若者も定住したい環境整備に努めてまいりたいと存じます。

例えば昨年度、議会を初め地域住民、事業所などにご協力をいただきました光通信網整備の誘致活動などは、現代の情報化社会において、とりわけ若者にとりましては定住の必須条件となり、大都市圏との地域間格差の解消につながり、大都市圏と同様のサービスが利用できる環境整備として、若者の定住要素の大きな利点となり得るものと考えています。

その他、子育て支援といたしましては、行政組織機構の見直しに

よる行政手続の効率化、乳児医療費の助成措置、保育所の延長保育、各種乳児健診、育児相談、未就学児対象の運動教室、ひよこクラブの開催、未就学児と保護者が集う場所の提供、ふれあい広場、学童保育所への助成など若者世帯への支援に努めており、今後も若者世帯のご意見を拝聴し、定住しやすい環境づくりに努めてまいりたいと存じます。

また、町内在住、在勤者の住宅確保対策として県営住宅及び町営住宅が神泉地区、渡瀬地区に整備されています。若者向け住宅といましては、中居住宅（特定公賃貸住宅）がファミリー向けとして整備されています。この住宅は対面キッチン式のリビングや和室1部屋、洋室2部屋が配置され、家賃も他の地域の同種の間取りなどから若干低目に設定されています。現在の居住実態を見ますと、乳幼児を養育する世帯など多数入居している状況となっており、若者世帯の居住の場として効果を上げています。

空き家住宅の有効活用につきましては、過疎対策の一環として入居推進を図り、陶芸家の方が移り住むなど一定の成果を上げ、現在も農業体験や就農対策において空き家の有効活用を模索しておりますが、家主の方がお盆などに帰省

する場所がなくなるなど、貸す側にも不安があるようでございまして、空き家の有効活用につきましてはなかなか難しい状況で推移をしています。

いずれにいたしましても、若者世帯の定住及び転入は次世代の神川町の発展を左右する問題であり、若者が定住するにはその基盤であり、雇用の確保が必要であり、雇用創出が優先課題であろうと存じます。今後とも生活基盤である就業機会の確保として、企業誘致は既存事業者の支援など就業機会の創出に努め、神川町に住みたい、任んでよかったと言われるまちづくりに向け、限られた財源ではありますが、有効に活用し、生活環境の整備充実に努めてまいりたいと思います。



若者向け住宅（中居住宅）

議案審議の結果

六月定例会は、平成二十一年度
神川町一般会計補正予算及び特別
会計補正予算ほか物品購入契約の
締結、陳情などが審議され、それ
ぞれ原案どおり可決されました。
議案審議の概要は次のとおり
です。

予算関係

◎平成二十一年度神川町一般会計
補正予算(第一号)
歳入歳出それぞれ五九四万五千
円を追加し、総額を四五億九四万
五千円とするもの。
○歳入に追加された項目
県支出金 八二三万円
寄附金 二四万七千円
繰入金 ▲二五三万二千元
○歳出に追加された項目

〈民生費〉

児童福祉費 五二二万円

〈土木費〉

下水道費 ▲四八六万九千円

〈教育費〉

教育総務費 四〇万円

丹荘小学校教育振興費

三四万六千円

神川中学校教育振興費

二四万八千円

文化財費

四七〇万円

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成二十一年度神川町公共下水
道事業特別会計補正予算(第一
号)
歳入予算の組み替えに伴い歳出
予算における財源内訳変更のため、
歳入歳出予算総額に増減はなく、
歳入歳出予算の総額は一億六、三
九五万三千円とするもの。

○支出に追加された項目

使用料及び手数料

四八六万九千円

繰入金 ▲四八六万九千円

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成二十一年度神川町水道事業
会計補正予算(第一号)
収益的支出(予算第三条)は
三万五千円を増額、予算累計額を
三億三、二九四万一千円とし、資
本的支出(予算第四条)を一五万
円増額、予算累計額を二億二、〇
七三万九千円とするもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

契約関係

◎物品購入契約の締結について
契約の目的 神川町学校給食セン
ター厨房用備品
契約の方法 指名競争入札
契約金額 一、〇七二万円
契約の相手方

所在地

さいたま市北区土呂町二の七

三の一

氏名又は名称

日本調理機株式会社埼玉営業所

代表者職氏名

営業所長 島田啓介

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

報告等

◎平成二十年度神川町一般会計繰
越明許費繰越計算書について
三億八、七〇三万八千円

◎平成二十年度神川町国民健康保
険特別会計繰越明許費繰越計算
書について
六〇〇万円

陳情

◎建設経済常任委員会
件名 大字四軒在家、元阿保地
内の道路改良(舗装)に
ついて

要旨 町道一四四七号線の道路
舗装のお願い
陳情者 四軒在家区長 坂本應之
〈審議結果〉採択

第三回臨時会の あらまし

平成二十一年第三回臨時会は、
五月二十八日（木）に開かれ、神
川町職員の給与に関する条例等の
一部改正、議員提案による神川町
議会の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例の一部改正を審議しま
した。

議案審議の概要は次のとおりで
す。

◎神川町職員の給与に関する条例
等の一部を改正する条例

人事院勧告に基づく国家公務員
の給与改定に準じ、一般職員、町
長、副町長、教育長の六月支給の
期末手当の支給率を改正し、〇・二
カ月減額するもの。

〈審議結果〉賛成多数 原案可決

◎神川町議会の議員の議員報酬及
び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例

人事院勧告に基づく国家公務員
の給与改定に準じ、一般職員と同
様に議会議員の六月支給の期末手
当の支給率を改正し、〇・二カ月減
額するもの。

〈審議結果〉全員賛成 原案可決

第五回臨時会の あらまし

平成二十一年第五回臨時会は、

七月一日（水）に開かれ、農業委員
会委員推薦の議案を審議しました。

議案審議の概要は次のとおり
です。

◎農業委員会委員の推薦について

浅見好雄

（敬称略）

神川町大字上阿久原一八
番地

昭和二十一年八月七日生

神 徳男

神川町大字八日市一九八番

地七

昭和十九年十一月十八日生

町田信子

神川町大字新里二三七六番地

昭和二十六年九月二十八日生

松原里美

神川町大字四軒在家二二三番

地一

昭和三十四年十月三十一日生

〈審議結果〉全員賛成 原案可決



松本文作議長が児玉郡町議
会議長会長並びに埼玉県町
村議会議長会副会長に就任



去る五月十二日（火）に神川町で
開催された平成二十一年度児玉郡
町議会議長会総会で会長に就任し、
これから郡内町議会の発展に尽く
すことになりました。また、同時
に埼玉県町村議会議長会理事に推
薦され、同議長会においても、六
月一日（月）に開催された臨時総会
において副会長に就任しました。

郡議長の構成は次のとおりで
す。（敬称略）



会 長 松本文作（神川町議長）
副会長 根本孝代（美里町議長）
監 事 根岸 晃（上里町議長）
監 事 茂木勝男（美里町副議長）
幹 事 内藤 満（神川町副議長）
幹 事 荒井 肇（上里町副議長）

児玉郡町議会議員前期研修会開かれる

去る七月十五日、十六日に、群馬県伊香保町に四十名の議員、来賓が集まり、児玉郡町議会議員前期研修会が開かれました。児玉郡町議会議長会（会長神川町議会松本議長）主催により、はじめに自治功労者5名が表彰され、神川町議会議員では、榊徳男議員、貫井浩議員が表彰されました。また、講演会では「生涯学習とまちづくりについて」のテーマで、講師は武蔵大学名誉教授の黒澤英典氏から講演をうけました。黒澤先生は、小鹿野町（旧両神村）の出身で、武蔵大学名誉教授のほか現在は故郷である小鹿野町で教育委員長も務めるなど、各方面で活躍されております。黒澤先生は教育、生涯学習を専門分野とし講演に際しては事前に



前期研修会

児玉郡を訪れ、地域の状況を把握されたなかでお話をいただきました。講演の内容は、地域づくりの基本は生涯学習を通じた人づくりであり、主役は町民一人一人であることを基本に具体的な内容で講演をいただきました。

お詫び

このたびの児玉郡町議会議長会主催の前期研修におきまして、不祥事が発生し、町民の皆様に変な迷惑をおかけしたことに對し、深くお詫び申し上げます。

神川町議会では、二度とこのようなことがないことは勿論のこと、信頼回復のため、誠心誠意町民皆様の代表として神川町のために努力いたす所存でございますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

神川町議会議長 松本 文作

議会日誌

4月



- 1日 全員協議会 教職員人事異動 辞令交付式
- 5日 横浜本牧観光協会来町交流会
- 6日 丹荘保育所入園式 青柳保育所入園式
- 6日 春の交通安全運動キャンペーン
- 8日 神泉小・丹荘小・青柳小・渡瀬小入学式 神泉中・神川中入学式
- 9日 神川幼稚園入園式
- 14日 区長会
- 17日 更正保護女性会総会
- 21日 食生活改善推進員協議会総会
- 22日 母子愛育会総会
- 27日 遺族会総会
- 30日 定例全員協議会、第2回臨時議会

6月



- 16日 商工会青年部総会
- 18日 臨時全員協議会
- 19日 部落解放同盟児玉郡市協議会 定期総会
- 21日 本庄地方暴力排除推進協議会、国道462号線整備促進期成同盟会監査
- 22日 商工会総会
- 24日 町長杯春季ソフトボール大会
- 25日 議会運営委員会、埼玉県町村議長会理事會
- 27日 旧議員倶楽部役員會、社会福祉協議会理事會
- 28日 定例全員協議会、第3回臨時議会 梨出荷組合総会
- 29日 国保運営協議会
- 1日 埼玉県町村議長会臨時総会
- 4日 国道462号線整備促進期成同盟会総会
- 5日 第4回定例議会（一般質問）
- 6日 上武中学校野球神川大会
- 7日 児玉地区交通安全協会総会 植竹大運動會
- 8日 総務常任委員会協議會、建設経済常任委員会
- 12日 第4回定例議会（補正予算等質疑採決）
- 24日 旧議員倶楽部総会
- 25日 広域圏定例議会、コミュニティ協議会総会
- 26日 ひびきの農協総代会
- 29日 人権対策協議会理事會
- 30日 埼玉県自治会館役員會

5月



- 1日 本庄地方拠点都市整備協議会 監査
- 8日 本庄地方暴力排除推進協議会 監査
- 12日 いきいき農村塾総会、児玉郡議長会総会
- 15日 本庄地方拠点都市整備協議会総会、本庄法人会神川支部総会、神川町文化協会総会